児童扶養手当について

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

◆支給要件

・支給対象となる児童は、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者または 20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者です。

・次の（1）～（9）のいずれかに該当する子どもについて、父、母又は養育者が監護等している場合に支給されます。

（1）　父母が婚姻を解消した子ども
（2）　父又は母が死亡した子ども
（3）　父又は母が一定程度の障がいの状態（年金の障害等級1級程度）にある子ども
（4）　父又は母が生死不明の子ども
（5）　父又は母が1年以上遺棄している子ども
（6）　父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
（7）　父又は母が1年以上拘禁されている子ども
（8）　婚姻によらないで生まれた子ども
（9）　棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※離婚の場合、親権のある父又は母が、親権のない父又は母と同居している場合、手当を受給することができませんのでご注意ください。

※公的年金の受給など、この他の支給要件がありますので、支給要件に該当するかについては、お問い合わせください。

◆支給額及び所得制限

・受給資格者の所得により決定されます。

・受給資格者や同居扶養義務者の所得が所得制限を超える場合は、支給されません。

区分	手当月額
児童1人の場合	全部支給：44，140円
	一部支給：44，130円～10，410円（所得に応じて決定されます）
児童2人の場合	全部支給：54，560円
	一部支給：54，540円～15，620円（所得に応じて決定されます）
児童3人の場合	全部支給：60，810円
	一部支給：60，780円～18，750円（所得に応じて決定されます）
児童4人目以降については省略	

※支給額は公的年金と同様に物価スライドを基本としており、改定が行われることがあります。

◆支給予定日

支払日	5 月 11 日	7 月 11 日	9 月 11 日	11 月 11 日	1 月 10 日	3 月 11 日
支払月分	3,4 月分	5,6 月分	7,8 月分	9,10 月分	11,12 月分	1,2 月分

※支払日が土曜日、日曜日及び祝日等、金融機関の休業日に当たるときは、その直前の平日に支払われます。

◆手続き方法

・支給要件に該当する児童を監護することになった時、子育て支援課で申請することができます。
（例：離婚や、配偶者と死別し引き続き児童を監護することになった時等）

◆必要なもの

・戸籍謄本（受給資格者のもの）※離婚の場合は離婚日が記載されているもの。
・戸籍謄本（児童のもの）※児童が受給資格者の戸籍に入っている場合は受給資格者の戸籍謄本のみになります。
・マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、個人番号通知カード等）
※世帯全員分の番号の他、同居している父、母、兄弟、祖父、祖母がいる場合、その方の番号も必要となります。
・住民票
・年金手帳
・振込先金融機関の通帳（受給資格者名義のもの）

◎その他の書類が必要になる場合があります。

◆問い合わせ

清水町役場　子育て支援課　児童保育係
電話：0156－69－2226（直通）